

工事請負等競争入札参加者心得 (電子入札用)

令和2年(2020年)年4月

八王子市

(趣旨)

第1条 この心得は、工事、修繕又は製造の請負及び設計、測量、地質調査又はその他の委託契約の締結について、八王子市が東京電子自治体共同運営電子調達サービスの電子入札サービス(以下「電子入札サービス」という。)によって行う一般競争入札及び指名競争入札に参加しようとする者(以下「入札参加者」という。)が守らなければならない事項を定めるものとする。

(変更事項の届出)

第2条 入札参加者は、その届出事項に変更が生じた場合は、速やかに変更届を提出しなければならない。

(関係法令等の順守)

第3条 入札参加者は、次の各号を守らなければならない。

- (1) 建設業法(昭和24年法律第100号)及び同法施行令(昭和31年政令第273号)等
- (2) 地方自治法(昭和22年法律第67号)及び同法施行令(昭和22年政令第16号)
- (3) その他工事請負等に関する法令
- (4) 八王子市契約事務規則等
- (5) 設計書、仕様書及び図面(以下「設計図書」という。)
- (6) 東京電子自治体共同運営サービス利用規約

(指名停止等)

第4条 競争入札参加資格者に粗雑工事、工事等に起因する事故及び贈賄、不正、不誠実な行為があった場合は、期間を定め指名停止を行う。

2 八王子市の契約からの暴力団等排除措置要綱の措置要件に該当する競争入札参加資格者には、同要綱に基づく入札参加排除措置を行うことがある。

(資格・指名の取消)

第5条 入札参加者は、地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する次の各号の一に該当する場合は、直ちに届け出なければならない。

- (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者となった場合
 - (2) 破産者で復権を得ない者となった場合
- 2 入札参加者が、前項各号の一に該当したときは、当該入札参加者の一般競争入札における入札参加資格及び指名競争入札における指名(以下「資格・指名」という。)は、市において特別な理由がある場合のほか、これを取り消す。

第6条 入札参加者が次の各号の一に該当する者となり、又はこれに該当する者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用した後、3年を経過しない者の当該資格・指名は、これを取り消すことがある。

- (1) 八王子市競争入札等参加有資格者指名停止措置要領に定める措置要件に該当する者
- (2) 八王子市の契約からの暴力団等排除措置要綱に基づく入札参加排除措置を受けた者
- (3) 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- (4) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- (5) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (6) 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり、職員の職務の執行を妨げた者
- (7) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- (8) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
- (9) 前各号の一に該当し、入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

第7条 入札参加者について、経営、資産、信用の状況の変動により、契約の履行がなされないおそれがあると認められる事態が発生したときは、当該資格・指名を取り消すことがある。

第8条 入札参加者が、正当な理由がなく指定された日時、場所、方法により設計図書を受領しない場合は、当該資格・指名を取り消すことがある。

(入札保証金)

第9条 入札参加者はその見積る契約金額（単価による入札においては、契約金額に予定数量を乗じて得た額とする。）の100分の3以上の入札保証金を入札執行前に納付しなければならない。ただし、次の各号の一に該当する場合は、その全部又は一部の納付を要しない。

- (1) 入札参加者が、保険会社との間に市を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき
- (2) その必要がないと認めるとき
- (3) 一般競争入札の公告又は指名競争入札の参加者の指名の通知（以下「公告又は指名通知」という。）において、入札保証金の全部又は一部の納付を要しないものとされたとき

(入札保証金の納付に代わる担保)

第10条 前条の規定による入札保証金の納付は、次の表の左欄に掲げる担保の提供をもってこれに代えることができる。この場合において、当該担保の価値は、担保の種類ごとにそれぞれ同表の右欄に定めるところによる。

担保の種類	担保の価値
国債・地方債	政府ニ納ムヘキ保証金其ノ他ノ担保ニ充用スル国債ノ価格ニ関スル件（明治41年勅令第287号）の例による金額
政府の保証のある債券及び金融債	額面金額又は登録金額（発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは発行価額）の8割に相当する額
銀行等が振り出し又は支払保証をした小切手	小切手金額
銀行等が引き受け又は保証若しくは裏書をした手形	手形金額（その手形の満期の月が当該手形を提供した日の1月後であるときは、提供した日の翌日から満期の日までの期間に応じ、当該手形金額を一般の金融市場における手形の割引率によって割り引いた金額）
銀行等に対する定期預金債権	当該債権証書に記載された債権金額
銀行等の支払保証	その保証する金額

2 入札参加者は、国債、地方債、政府の保証のある債券及び金融債を入札保証金に代わる担保として提供する場合において、当該債券が、国債ニ関スル法律（明治39年法律第34号）の規定により登録された国債、又は社債等登録法（昭和17年法律第11号）の規定により登録された地方債、政府の保証のある債券及び金融債（以下「金融債等」という。）であるときは当該債券を質権の目的となしたことにつき、登録機関に登録をなし、その登録済通知書又は登録済証の提供により債券の提供に代えることができる。

3 入札参加者は、金融債等を入札保証金に代わる担保として提供する場合において、当該債券が記名債券であるときは、当該債券を質権の目的となしたことにつき、社債原簿に記載しなければならない。

4 入札参加者は、定期預金債権を入札保証金に代わる担保として提供する場合は、当該債権に質権を設定し、当該債権に係る債務者である銀行等の承諾を証する確定日付のある書面を提出しなければならない。

5 入札参加者は、銀行等の支払保証を入札保証金に代わる担保として提供する場合は、当該保証を証する書面を提出しなければならない。

(入札保証保険証券の提出)

第11条 入札参加者は、市を被保険者とする入札保証保険契約を締結して入札保証金の全部又は一部を納付しないこととする場合においては、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出しなければならない。

(入札保証金等の納付方法)

第12条 入札保証金は、市の発行する入札保証金納付書により、納付しなければならない。

2 入札保証金の納付があったときは、入札保証金領収書及び納付証明書を当該納入者に交付しなければならない。

3 前項の規定は、入札保証金の納付に代えて有価証券を担保として提供する場合について準用する。

(入札の基本的事項)

第13条 入札参加者は、市から提示された設計図書、契約書案その他契約締結に必要な条件を検討のうえ、入札しなければならない。

2 設計図書等に誤記又は脱落があった場合において、当該誤記又は脱落が提示された書面等の相互の関係により明白であるときは、落札者は、その誤記又は脱落を理由として契約の締結を拒み、又は契約金額の増額を請求することができない。

3 第1項の入札は、総価により行わなければならない。ただし、指名通知において単価によるべきことを指示した場合においては、その指示するところによる。

(入札の辞退)

第14条 入札参加者は、入札時まで、いつでも入札を辞退することができる。

2 入札参加者が入札を辞退するときは、入札締切日時までに、電子入札サービスにより辞退届を提出するものとする。

3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

(公正な入札の確保)

第15条 入札参加者は、次の各号に定めるほか、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)に抵触する行為を行ってはならない。

(1) 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に価格を定めなければならない。

(2) 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

(3) 入札参加者は、入札前に他の入札参加者をさぐる行為をしてはならない。

(入札)

第16条 入札参加者は、電子入札サービスによる入札書に必要な事項を記載し、記名押印に相当する電磁的記録による認証を付し、あらかじめ公告又は指名通知において示した入札締切日時までに提出しなければならない。この場合において、入札保証金の納付を要するものにあつては、開札日時までの間に入札保証金納付証明書を郵送(開札日時までに必着)、又は持参により当該契約事務を担当する市職員に提出しなければならない。入札保証金の納付に代えて担保を提供した場合において、当該担保が有価証券である場合についても同様とする。

2 入札書は、1人1通とし、入札をしようとする者は他の入札をしようとする者の代理人となることができない。

(入札の取りやめ等)

第17条 次の各号のいずれかに該当するときは、入札を中断又は中止することがある。

(1) 天災

(2) 広域的又は地域的停電

(3) 電子入札サービスにおけるシステム障害

(4) 前各号に掲げるもののほか、やむを得ない事由があると認められる場合

2 入札参加者が連合し又は不穩の行動をなす等の場合においては、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず又は入札の執行を延期し若しくは取りやめることがある。

(入札書の書換等の禁止)

第18条 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(開札)

第19条 開札は、あらかじめ指定した日時に電子入札サービスにより行うものとする。この場合において、入札者及び当該入札事務に関係のない市職員の立ち会いは要しないものとする。

(入札の無効)

第20条 次の各号の一に該当する入札は、これを無効とする。

- (1) 電子入札サービスによる電子入札以外の方法で行われた入札
- (2) 入札に参加する資格がない者のした入札
- (3) 所定の日時まで、所定の入札保証金を納付しない者のした入札及び入札保証金に不足のある者のした入札
- (4) 入札締切日時までに、入札書が電子入札サービスのサーバーに到達しないもの
- (5) 入札書の記載事項が不明なもの又は入札書に記名若しくは押印に相当する電磁的記録がなされていないもの
- (6) 電子入札サービスの画面上に示された文字種、文字数、記入例その他の指定に従わないで入力した入札
- (7) 電子入札サービスにおいて、入力が必要な項目を入力せず、又は不要な項目を入力した入札
- (8) 電子入札サービスの不正利用又は電子証明書の不正利用により行った入札
- (9) 事前に予定価格を公表している場合において、予定価格を超える金額での入札
- (10) 事前に最低制限価格を公表している場合において、最低制限価格を下回った金額での入札
- (11) 明らかに連合によると認められる入札
- (12) 案件ごとに公告等において無効と定めた事項に該当する入札
- (13) 八王子市の契約からの暴力団等排除措置要綱に基づく入札参加排除措置を受けた者の入札書
- (14) 再度入札において、初度入札における最低制限価格未満の入札金額を除いた最低入札金額以上の金額での入札
- (15) 発注図書を受領しなかった者の入札
- (16) 前各号のほか、特に指定した事項に違反したもの

(入札書等の取扱)

第20条の2 提出された入札書は開札前も含め返却しないこととする。入札参加者が連合し若しくは不穩の行動をなす等の情報があった場合又はそれを疑うに足りる事実を得た場合には、入札書及び工事費内訳書を必要に応じ公正取引委員会に提出する場合がある。

(落札者)

第21条 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、工事、修繕又は製造その他についての請負の場合においては、次条及び第23条の定めるところにより予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札をした者以外の者を落札者とする場合がある。

2 前項の規定にかかわらず、地方自治法施行令第167条の10の2に規定する入札（以下「総合評価方式」という。）にあつては、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した者のうち、評価値の最も高い者（以下「最高評価値入札者」という。）を落札者とする。ただし、工事、修繕又は製造その他についての請負の場合においては、次条及び第23条の定めるところにより予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した者のうち、最高評価値入札者以外の者を落札者とする場合がある。

(最低価格の入札者以外の者を落札者とする場合)

第22条 工事、修繕又は製造その他についての請負の競争入札の場合において、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者の当該入札に係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるとき、著しく不相当であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、最低の価格をもって入札をした者を落札者とする場合がある。

(最低制限価格を設けた場合の落札者)

第23条 工事、修繕又は製造その他についての請負の競争入札の場合において、当該契約の内容に適合した履行を確保するため特に必要があると認めたらば、あらかじめ最低制限価格を設けたときは、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち、最低の価格をも

って入札した者を落札者とする。

(再度入札)

第24条 開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないとき（前条の規定により最低制限価格を設けた場合にあつては、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格の入札がないとき）は、直ちに、再度の入札を行う。ただし、事前に予定価格、最低制限価格を公表している場合は、再度入札は行わない。この場合は不調とする。

2 前項の再度入札の回数は、原則として1回とする。なお、全者最低制限価格未満のときは、再度入札を行わない。

3 再度入札に参加することができる者は、初度入札に参加した者のうち、当該入札が第20条の規定により無効とされなかった者で、かつ、最低制限価格以上の価格で入札した者に限る。

(再度入札の入札保証金)

第25条 前条の規定により再度入札をする場合においては、初度の入札に対する入札保証金の納付（代用担保を含む。）をもって再度入札における入札保証金の納付があったものとみなす。

(くじによる落札者の決定)

第26条 落札者となるべき同価の入札者（総合評価方式にあつては、最高評価値入札者）が2人以上あるときは、電子入札サービスのシステムによるくじで落札者を決定する。

(入札結果の通知)

第27条 開札した場合において、落札者があるときは、その者の氏名（法人の場合は、名称）及び金額を、落札者がいないときは、その旨を電子入札サービスで入札者に知らせる。この場合において、落札者となった者には電子入札サービスから自動送信されるメールにより落札者となった旨を通知する。

(契約書の作成)

第28条 落札者は、落札者となった旨の通知を受けた日から起算して5日以内に、契約書及び別に指示する書類を作成し、記名押印のうえ、契約担当者に提出しなければならない。

2 前項の期間内に契約書を提出しないときは、落札はその効力を失うことがある。

3 契約書の提出があつたときは、市長は当該契約書に記名押印し、その一部を落札者に返付する。

(契約の確定)

第29条 市長が落札者とともに契約書に記名押印したときに当該契約が確定する。

(議会の議決を経なければならない契約)

第30条 工事、修繕又は製造の請負で予定価格が2億円以上の契約については、仮契約を締結し、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第6号）の定めるところにより八王子市議会の議決を経た後に、当該契約を確定させる。

(入札保証金等の返還)

第31条 入札保証金（入札保証金の納付に代えて提出された担保を含む。以下本条において同じ。）は、落札者に対して契約保証金の納付後（代用担保が提出される場合は、当該担保の提供後）、その他の者に対しては落札者の決定後これを返還する。ただし、落札者からの申出により、落札者の入札保証金又は代用担保を、契約保証金又はその代用担保の全部若しくは一部に充当することができる。

2 前項の規定にかかわらず、契約保証金の全部を納めさせないこととした場合においては、契約の確定後に入札保証金を返還する。ただし、落札者以外の者に対しては、この限りではない。

3 入札保証金の返還を受ける場合においては、入札保証金領収証又は預かり証を提出するものとする。

(入札保証金に対する利息)

第32条 入札保証金を納付した者は、入札保証金を納付した日からその返還を受ける日までの期間に対する利息の支払を請求することができない。

(入札保証金の没収)

第33条 入札保証金を納付させた場合において、落札者が契約を締結しないときは、当該落札者の納付に係る入札保証金（代用担保を含む。）は、市に帰属する。

(契約保証金)

第34条 落札者は、契約金額（単価による契約にあつては、契約金額に予定数量を乗じて得た金

額とする。)の100分の10以上の契約保証金を、契約書の提出前に納付しなければならない。

ただし、次の(1)～(3)に掲げる場合においては、その全部又は一部の納付を要しない。また、案件によっては、契約保証金の納付に代えて、契約の保証として公共工事履行保証証券による保証(引き渡した工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものである場合において当該契約不適合を保証する特約を付したものに限る。)を指定する場合がある。この場合においては、保証金額は、契約金額の100分の30以上としなければならない。

(1) 落札者が、保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき又は落札者から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき

(2) 落札者が、過去2か年の間に市若しくは国(公社及び公団を含む。)又は他の地方公共団体との間に当該契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行して、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき(工事請負契約については、原則として、契約金額が1,000万円未満の契約の場合に限る。)

(3) 公告又は指名通知において、その全部又は一部の納付を要しないものとされたとき
(契約保証金に代わる担保等についての入札保証金の規定の準用等)

第35条 第10条及び第32条の規定は、契約保証金について準用する。

2 契約保証金の納付は、前項の規定によるほか、担保として公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第5条の規定に基づき登録を受けた保証事業会社の支払保証を提供することをもってこれに代えることができる。この場合においては、第10条中の銀行等の支払保証に関する規定を準用する。

(契約保証金の納付方法)

第36条 契約保証金は、契約書の提出前に市の発行する納付書により、納付しなければならない。

2 市は、契約保証金の納付があったときは、領収書を当該納入者に交付する。

3 契約保証金の納付に代えて有価証券を担保として提供する場合においては、市は、預かり証を交付するものとする。

(履行保証保険証券等の提出)

第37条 落札者は、市を被保険者とする履行保証保険契約又は工事履行保証契約を締結して契約保証金の全部又は一部を納付しないこととする場合においては、当該契約に係る履行保証保険証券又は公共工事履行保証証券を提出しなければならない。

(前金払及び中間前金払の対象)

第38条 公共工事等の前金払及び中間前金払は、入札等条件として、当該工事等が前金払及び中間前金払の対象である旨を、公告又は指名通知に明示したものについて行う。ただし、前払金の支払いを受けなかった場合は、中間前金払の対象としない。

2 前金払及び中間前金払の率等は公告又は指名通知に明示された率等とし、支払時期及び請求の手続については別途定めるところによる。

(異議の申立)

第39条 入札をした者は入札後、この心得、設計図書、契約書案及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(その他)

第40条 この心得に明記のない事項及び解釈については市係員の指示による。なお、競争見積合わせ等の場合についてもこの心得適用事項を準用する。

附則 この心得は、平成18年9月1日から施行する。

附則 この心得は、平成21年4月1日から施行し、同日以後に公告又は指名するものに適用する。

附則 この心得は、平成23年4月1日から施行し、同日以後に公告又は指名するものに適用する。

附則 この心得は、平成25年4月1日から施行し、同日以後に公告又は指名するものに適用する。

附則 この心得は、平成27年4月1日から施行し、同日以後に公告又は指名するものに適用する。

附則 この心得は、令和2年（2020年）4月1日から施行し、同日以後に公告又は指名するものに適用する。